

2024/08/13 14:04 - 森口 愛子

：	進行中	：	2024/08/13
：	今すぐ	：	
：	磯崎 康浩	：	10%
：		：	0.00
顧客ID:	nc10831941	システム:	RC-LS クラウド
医療機関名:	清澄ケアクリニック	カルテ番号:	
完了通知日:		診療年月:	
医療機関コード:		業務区分:	

ニチイ学館より下記問合せです

@磯崎さん 内容を確認して、姜さんに指示をお願いいたします。

医療機関ID : nc10831941 6月診療分 患者ID : 24068

在宅がん医療総合管理料算定後に、免疫判断料を算定しておりますが、不合格にならず、合格でした。医療機関様では減点されております。

在宅がん医療総合管理料の包括範囲ですが、次の点数以外はすべて包括されます。

(1) 週3日以上訪問診療を行った場合であって、訪問診療を行わない日に患家の求めに応じて緊急に行った場合の往診料（加算含む）（週2回を限度）、(2) 同一月において在宅がん医療総合診療料が算定された日の前日までに算定された検体検査判断料等、(3) 在宅療養実績加算（要届出）、(4) 死亡診断加算、(5) 訪問診療料の在宅タリミナルケア加算、看取り加算。です。

点検ルールの確認をお願いいたします。

#1 - 2024/08/20 08:25 - 森口 愛子

磯崎さん

こちら進捗はいかがでしょうか？

#2 - 2024/08/21 11:47 - 磯崎 康浩

- 在宅がん医療総合管理料の包括範囲外算定.xlsx (ガ) ガ

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪 ()

ルール作成しましたので、確認をお願いします。

#4 - 2024/08/21 14:15 - 姜 俊豪

- () 新規 進行中 ()

- () 姜 俊豪 磯崎 康浩 ()

- () 0 10 ()

「包括外診療行為」に「検体検査判断料等」が含まれませんので、「在宅がん医療総合管理料の算定」は必要ないのではないのでしょうか？

「同一月において在宅がん医療総合診療料が算定された日の前日までに算定された検体検査判断料等については、別に算定できる。」という条件が

ありますので、

「包括外診療行為」に「検体検査判断料等」も含まれなければならないと思います。

そして医薬品、特定機材はどのように処理すべきでしょうか？

ご確認ください。

"包括外診療行為" "検体検査判断料等"が , "在がん医総算定時の検体検査判断料の算定" ?

" " 가 , "

"包括外診療行為" "検体検査判断料等" . ?

#5 - 2024/08/21 14:25 - 姜 俊豪

さらに、「在がん医総に包括される#000が算定されています。」というメッセージで、#000に該当する診療行為が多すぎる場合、メッセージが正しく生成されません。

何か他の方法がないでしょうか？

問題のレセプトは"在がん医総に包括される在がん医総（機能強化した在支診等）（病床あり）（処方箋なし）、明細書発行体制等加算、時間外対応加算1、鼻腔 咽頭拭い液採取、在宅精神療法（30分以上60分未満）（精神保健指定医による場合）、傷病手当金意見書交付料、外来管理加算、在がん医総（機能強化した在支診等）（病床あり）（処方箋あり）、診療情報提供料（1）、再診料、外来 在宅ベースアップ評価料（1）3（訪問診療時）イ、外来 在宅ベースアップ評価料（1）2（再診時等）、緊急住診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）、S A"のようにメッセージが作成されます。

가 "在がん医総に包括される#000が算定されています。" #000 가 , 가

가 ?

"在がん医総に包括される在がん医総（機能強化した在支診等）（病床あり）（処方箋なし）、明細書発行体制等加算、時間外対応加算1、鼻腔 咽頭拭い液採取、在宅精神療法（30分以上60分未満）（精神保健指定医による場合）、傷病手当金意見書交付料、外来管理加算、在がん医総（機能強化した支診等）（病床あり）（処方箋あり）、診療情報提供料（1）、再診料、外来 在宅ベースアップ評価料（1）3（訪問診療時）イ

、外来 在宅ペルスアツプ評価料(1)2(再診時等)、緊急往診加算(機能強化した在宅支診等)(病床あり)、S A" 加

#6 - 2024/08/21 14:34 - 姜 俊豪

(2)

在宅がん医療総合診療料は、1週間のうちに全ての要件を満たさなかった場合、1週間のうちに在宅医療と入院医療が混在した場合には算定できない。ただし、現に在宅がん医療総合診療料を算定している患者が、当該在宅療養支援診療所又は当該在宅療養支援病院に一時的に入院する場合は、引き続き計画的な医学管理の下に在宅における療養を継続しているものとみなし、当該入院の日も含めた1週間について、(1)のAからUまでの要件を満たす場合には、在宅がん医療総合診療料を算定できるものとする。ただし、この場合には、入院医療に係る費用は別に算定できない。

参照範囲を「同一月」に指定されていますが、上記の条件によると、同月に入院レセプトがあれば処理が異なる必要があると思いますが、どのように処理しましょうか？

同一月 , , , , , ?

#7 - 2024/09/18 10:41 - 朴 鎬秀

@小門

磯崎康浩-san #2 KJH-san #4, #5, #6

KJH-san

#8 - 2024/09/20 09:28 - 小門 亜優美

@朴さん

> 何か他の方法がないでしょうか？

> どのように処理しましょうか？

と記載されており、修正依頼の内容がわかりません。

#9 - 2024/09/20 18:02 - 朴 鎬秀

@

9月17日(火) 14:57

???

???????

????????????????

[redmine?5094](#) ??????????????????????

??

??

????????????????????????????????????

??

????????????????????

??

redmine #5094

, 「 ?」 가 ,

, ' ?'

가 , ' ?'

#10 - 2024/09/23 13:36 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 小門 亜優美 ()

#5

#4, #6

在宅がん医療総合管理料

#11 - 2024/09/23 15:09 - Um Hyo Seup

1

가

@ , WBS

#12 - 2024/09/26 10:00 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 ()

#13 - 2024/09/26 10:07 - 小門 亜優美

磯崎さん

まずは磯崎さんの考えるチェック方法を提示していただきたいようです。

すみませんが、よろしく申し上げます。

在宅がん医療総合管理料の包括範囲外算定.xlsx

52.861 KB

2024/08/21

磯崎 康浩